

令和 7 年度 小学校理数教科指導力向上プロジェクト
CBT 問題データベース構築事業 プロポーザル公募要領

島根県教育庁学校教育課

1 趣旨

令和 7 年度島根県 CBT 問題データベースの実施業務については、当該事業の趣旨・目的を理解し、円滑かつ効果的な内容等により実施する必要がある。

については、当該業務の委託を行うにあたって、企画提案型のプロポーザル方式により、業務に対する意欲、資質、技術能力及び創造力等が優れた者を募集する。

2 業務名

令和 7 年度島根県 CBT 問題データベース

3 CBT 問題データベースの概要

(1) 目 的

県内の公立小学校児童が学習指導要領の示す小学校算数科の目標等に準拠した学習内容の定着状況を的確に把握するために島根県が独自に作成する評価問題を実施し、全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」という）で明らかになった学習指導上の課題について児童の学習内容の定着状況を確認するとともに、授業改善の状況を検証し、今後の教育施策の充実と学校における指導の一層の改善を図る。

また、評価問題は、児童が早期に結果を確認でき、同じ問題にも繰り返し取り組むことのできる CBT 問題データベースを構築する。児童一人ひとりが自ら学習の定着状況や変容を確認し、学びの振り返りが行えるようにする。

各学校においては、児童の学習履歴の分析結果を、個々の児童の個別最適な学びに活用しながら、指導方法全体の改善を図り、児童の学力の定着を推進する。

(2) 実施期間 令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 31 日（火）

・令和 7 年 7 月 1 日から ID・パスワードの登録、試作問題による試用期間を設ける。

(3) 実施教科

小学校算数科（島根県が作成する問題を 10～15 問を問題データベースに掲載）

4 業務内容等

(1) 業務期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日（火）

(2) 業務内容（※詳細は別紙「仕様書」を参照のこと）

- ①CBT 機能
- ②採点機能
- ③問題画面作成、掲載機能
- ④問題実施管理機能
- ⑤児童向けマイページ機能
- ⑥教職員向け調査結果分析機能
- ⑦セキュリティの保持
- ⑧著作権等の処理

(3) 予算額

4,092 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打合せに要する費用を含む。

5 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 法人であること。
- (2) 過去3カ年（令和4年～令和6年度）に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体と同種又は類似する業務の契約を締結し、履行した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 島根県内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- (8) 島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でないこと（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 業務について十分な遂行能力を有すること。
- (11) 業務終了までの間、島根県教育庁学校教育課との協議、連絡調整が随時行えること。

6 提案方法

(1) 提出書類

- ①プロポーザル審査参加表明書（様式1）
- ②業務に係る質問書（様式2）
- ③提案書
- ④見積書
- ⑤プロポーザル審査の参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（様式3）

(2) 提案書の作成

「仕様書」及び「公募要領」の内容を踏まえ、詳細かつ具体的な提案を記載すること。記載内容は自由だが、次の①～⑥の内容についての提案は、必ず行う。

- ①CBT機能について
- ②採点機能について
- ③問題画面作成、掲載機能について
- ④問題実施管理機能について
- ⑤児童向けマイページ機能について

個人帳票については、個別指導にいかすことができる工夫について提案すること。

- ⑤教員、学校、教育委員会の確認機能について。
- ⑥事業全体を通したセキュリティについて
（留意点）

※上記の各内容の提案について、提供資料等のサンプルを補足資料として提出することは可能。また、サンプルの様式は自由。その他、本事業の目的を達成するために有効だと思われる手法やデータがあれば提案すること。

※提案書、サンプル等の補足資料は9部（正本1部 副本8部）提出すること。

(3) 見積書の作成

各業務における費用の積算根拠が明らかになるように作成すること。

(留意点)

※見積書は9部（正本1部 副本8部）提出すること。

7 選定方法

- (1) プロポーザル審査参加者から書類の提出及びプレゼンテーションを受け、別に定める審査会において選定を行う。
- (2) 審査にあたっては、実施体制と業務遂行能力、問題作成業務、採点・集計・結果分析業務、セキュリティの確実性、事業金額の妥当性等の評価基準に基づき審査する。

【審査基準】

審査項目	評価基準
実施体制と業務遂行能力	業務遂行に関する体制と能力
問題画面作成、掲載能力	問題の掲載、解答方法、実施状況確認の機能
成績管理業務	採点・成績・学習履歴の管理能力
集計業務	解答類型や度数分布など結果集計能力
セキュリティの確実性	機密の保持や個人情報の取り扱いに対する措置の確実性
事業金額の妥当性	事業金額の積算根拠の妥当性

- (3) 審査結果については、全参加者に文書で通知する。
- (4) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (5) その他
 - ①提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。
 - ②本要領に基づき提出された書類は返却しない。

8 募集に関するスケジュール等

(1) プロポーザル審査参加表明書等の提出

①提出期限 令和7年4月25日（金）13:00 必着

②提出方法 「プロポーザル審査参加表明書（様式1）」及び以下の添付書類について、各1部郵送又は持参により提出すること。

- ア 登記簿謄本又は登記事項証明書（発行後3か月以内のもの、原本）
- イ 会社等組織概要（会社案内、要覧、定款等）
- ウ 過去の類似事業実績（様式自由）
- エ 島根県内に事務所を有する者は、県税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの、原本）
- オ 島根県内に事務所を有しない者（島根県に納税義務のない者）は、本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書（発行

後3か月以内のもの、原本)

カ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書(発行後3か月以内のもの、原本)

※持参の場合の受付時間は、9:00 から 17:00 (土・日は除く) までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

③参加通知 令和7年5月1日(木) 予定

(2) 業務内容に関する質問と回答

①提出期限 令和7年4月17日(木) 13:00 必着

②質問方法 「業務に係る質問書(様式2)」をメールにより提出すること。

③回答方法 提案の参加資格があると通知したのに対して、各参加者の質疑を取りまとめて全て同じものを回答する。なお、回答はプロポーザル審査参加表明書に記載された連絡担当者に対して、メールにより行う。

④回答期限 令和7年4月22日(火) 予定

(3) 提案書等の提出

①提出期限 令和7年5月9日(金) 17:00 必着

②提出方法 「提案書」及び「見積書」「応札役務仕様書(様式3)」を正本1部、副本8部、郵送又は持参により提出すること。

※持参の場合の受付時間は、9:00 から 17:00 (土・日は除く) までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

※プロポーザル審査の参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状(様式3)を1部提出すること。

(4) 提案者プレゼンテーション及び審査会

①開催日 令和7年5月28日(水)

※プレゼンテーションの時間及び場所については、プロポーザル審査参加表明書提出者に別途連絡する。

②実施方法 ・審査委員会を設置し、提案書に基づくプレゼンテーションによる審査を行う。
・提案者ごとに、提案書に基づくプレゼンテーション30分以内、質疑応答20分の時間を設定する。

(5) 選考結果(最優秀提案者)の通知

令和7年5月30日(金) までに通知

※審査委員会において最も優秀な提案を選定し、審査結果については、後日書面により提案者全員に通知する。

(6) 審査会の延期・中止

審査会を延期する場合は延期理由及び延期後の実施日を公告し、審査会を中止する場合は中止理由を公告し提出書類を返送する。

9 契約の締結等

(1) 契約の締結

契約の相手は、審査会で選定された最優秀提案者を業務受託予定者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

(2) 契約内容

学校教育課と業務受託予定者との間で、提案書を踏まえ予算の範囲内で協議を行い、契約

内容を決定する。

(3) 契約金額

業務受託予定者から見積書を徴し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 契約保証金

契約金額の10/100以上。ただし、島根県会計規則第69条の2に該当する場合は免除する。

(5) 前払金

なし。

10 提出先及び問合せ先

島根県教育庁学校教育課 担当：橋本（総括）、鶴原（仕様等）、森山（契約等）

〒690-8502 松江市殿町1番地

TEL 0852-22-5419 mail : gakkoukyouiku@pref.shimane.lg.jp